長野市マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第５条の３第１項の規定に基づくマンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（登録の申請）

第２　法第５条の３第１項の規定による支援法人の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載したマンション管理適正化支援法人登録申請書（様式第１号）を市長に提出するものとする。

(1) 法人の名称、住所及び代表者の氏名

(2) 法第５条の４各号に掲げる業務（以下「管理支援業務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

２　前項の規定による申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 定款

(2) 登記事項証明書

(3) 役員の氏名、住所、生年月日及び略歴を記載した書面

(4) 次に掲げる事項を記載した管理支援業務に関する計画書

ア　支援法人として管理支援業務に従事させる職員の体制に関する事項

イ　管理支援業務を行おうとする地域及び実際に管理支援業務を行う法人（支部等）の所在地に関する事項

ウ　それぞれの管理支援業務の内容及び管理支援業務を行うに当たっての具体的な方法に関する事項

(5) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面

(6) マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第 110号。以下「省令」という。）第１条の２に規定する会社の場合には、関係会社（親会社、子会社、関連会社）を明確に示す出資関係図、グループ一覧及び各全業務内容を記載した書面

(7) これまでのマンションの管理又は再生に関する活動実績を記載した書面

(8) マンション管理適正化支援法人登録申請に関する誓約書（様式第２号）

(9) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表

(10) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

(11) 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他管理支援業務の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領

(12) 個人に関する情報の適正な取扱いその他管理支援業務の適正かつ確実な実施のため、管理支援業務に従事する職員に対して実施する研修の計画

(13) その他市長が必要と認める書類

（支援法人の登録）

第３　市長は、第２第１項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内

容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第５条の３第１項の規定により、当該申請者を支援法人として登録するものとする。

(1) 申請者が、一般社団法人若しくは一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人又は省令第１条の２に規定する法人であること。

(2) 職員、業務の方法その他の事項についての管理支援業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、申請者が、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

(3) 個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置その他管理支援業務を適正かつ確実に実施するために必要な措置が講じられていること。

(4) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、管理支援業務として適切なものであること。

(5) 申請者が、第８の規定により登録を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。

(7) 申請者の役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

ア　未成年者（又は未成年者の法定代理人が次のイからカまでのいずれかに該当する者）

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ　拘禁以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

エ　心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ　暴力団員等

カ　法に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けなくなった日から２年を経過しない者

(8) 前７号に掲げるもののほか、申請者が、管理支援業務を適正かつ確実に実施することができると認められること。

２　前項の規定による登録は、第８の規定により登録を取り消されるまでその効力を有するものとし、更新の手続を要しない。

３　市長は、申請者を支援法人として登録した場合は、マンション管理適正化支援法人登録通知書により当該申請者に通知するものとする。

（登録事項の変更）

第４　支援法人は、第２第１項の内容に変更が生じたときは、マンション管理適正化支援法人名称等変更届出書（様式第３号）に当該変更があったことが確認できる書類を添えて市長に届け出るものとする。

２　支援法人は、第２第２項第１号から第６号まで又は第10号から第13号までに掲げる書類のいずれかの内容に変更があったときは、マンション管理適正化支援法人登

録申請書に係る添付書類変更届（様式第４号）及び当該変更に係る書類を市長に提出するものとする。

（業務の休止又は廃止）

第５　支援法人は、管理支援業務を休止し、又は廃止したときは、マンション管理適正化支援法人業務休廃止届出書（様式第５号）により市長に届け出るものとする。

２　市長は、前項の規定による管理支援業務の休止又は廃止の届出があったときは、当該支援法人の名称又は商号、住所、管理支援業務を行う事務所の所在地及び管理支援業務の休止又は廃止の届出があった年月日を公表するものとする。

（事業の報告）

第６　支援法人は、翌事業年度開始前、当該翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

２　支援法人は、事業年度終了後、遅滞なく当該事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

（改善命令）

第７　市長は、法第５条の８第２項の規定により、支援法人が管理支援業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その管理支援業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（登録の取消し）

第８　市長は、法第５条の８第３項の規定に該当したとき、又は第３第１項の各号に掲げる要件に該当しないこととなったとき、若しくは支援法人が第６に定める事業計画書及び事業報告書を提出しないときは、第３の規定による登録を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定により登録の取消しを行ったときは、マンション管理適正化支援法人登録取消書により当該支援法人に通知するものとする。

（補則）

第９　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第１号（第２関係）

マンション管理適正化支援法人登録申請書

年　　月　　日

（宛先）長野市長

法　人　の　住　所
法　人　の　名　称
代　表　者　の　氏　名
連絡先（電話）

法第５条の３第１項の規定に基づく支援法人の登録を受けたいので、長野市マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第２の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　法人の名称	
２　法人の住所	（郵便番号） （電話番号）
３　代表者の役職及び氏名	
４　管理支援業務を行おうとする事務所の所在地	（郵便番号）
５　管理支援業務の内容	□法第５条の４第１号に掲げる業務 □法第５条の４第２号に掲げる業務 □法第５条の４第３号に掲げる業務 □法第５条の４第４号に掲げる業務 □法第５条の４第５号に掲げる業務 内容（　　）

注
１　管理支援業務の内容は、該当する□にレ印を記載してください。
２　管理支援業務の内容のうち、法第５条の４第５号に掲げる業務が該当する場合は、内容欄に、実施する管理支援業務の内容を簡潔に記載してください。

様式第２号（第２関係）

（表）

マンション管理適正化支援法人登録申請に関する誓約書

年　　月　　日

（宛先）長野市長

法　人　の　住　所
法　人　の　名　称
代 表 者 の 氏 名
連絡先（電話）

法第５条の３第１項の規定に基づく支援法人の登録を受けるに当たり、下記の事項を誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、不利益を被ることとなっても、異議を申しません。

記

１　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。

２　役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

(1) 未成年者（又は未成年者の法定代理人が次の(2) から(6) までのいずれかに該当する者）

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 拘禁以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

(4) 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

(5) 暴力団員等

(6) 法に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けなくなった日から２年を経過しない者

３　個人に関する情報の適正な取扱いその他管理支援業務の適正かつ確実な実施のための研修の計画を策定し、これに基づいて管理支援業務に従事する職員に対して研修を実施すること。

４　管理支援業務を通じて取得した情報を活用し、当該管理組合、管理者等（区分所有者を含む。以下同じ。）を相手方として事業を行わないこと。

５　支援法人として管理支援業務を実施している期間において、その業務の対象となる管理組合、管理者等を相手方として、所属する役員の兼任先の法人が事業を行わないこと。

（裏）

6　所属する会員事業者等をあっせんする場合において、支援法人として管理支援業務を行う管理組合、管理者等を相手方として、事業を行わせないこと。

7　支援法人及び所属する会員事業者等の関係者は、取得した管理組合又は管理者等に係る情報を本業務以外の目的で利用せず、本人の同意を得た場合を除き、第三者に提供しないこと。

8　支援法人及び所属する会員事業者等の関係者は、法第５条の４第１号又は第２号に掲げる管理支援業務を行うに当たって知り得た秘密について、秘密の保持を行うとともに、管理支援業務を行わないこととなった場合や管理支援業務の終了時に、適切な方法により廃棄すること。

様式第３号（第４関係）

マンション管理適正化支援法人名称等変更届出書

年　　月　　日

（宛先）長野市長

法　人　の　住　所
法　人　の　名　称
代　表　者　の　氏　名
連絡先（電話）

法第５条の３第３項で定める事項に変更がありましたので、同条第４項及び要綱第４第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　支援法人の登録番号			
２　変更予定年月日		年　　月　　日	
３　変更があった事項			
	変更事項	変更前	変更後
	□支援法人の名称		
	□支援法人の住所		
	□支援法人の代表者の氏名		
	□支援法人が管理支援業務を行う事務所の所在地		

注　変更事項は、該当する□にレ印を記載してください。

様式第４号（第４関係）

マンション管理適正化支援法人登録申請書に係る添付書類変更届

年　　月　　日

（宛先）長野市長

法　人　の　住　所
法　人　の　名　称
代　表　者　の　氏　名
連絡先（電話）

年　　月　　日付け　　建住第　　号で登録を受けた当法人について、下記のとおり添付書類に変更がありましたので、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（以下「省令」という。）及び要綱第４第２項の規定により、当該変更に係る書類を提出します。

記

１　支援法人の登録番号	

２　内容に変更があった書類	変更年月日
□定款	年　月　日
□登記事項証明書	年　月　日
□役員の氏名、住所、生年月日及び略歴を記載した書面	年　月　日
□管理支援業務に従事させる職員の体制に関する事項等を記載した書面	年　月　日
□法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面	年　月　日
□省令第１条の２に規定する会社の場合には、関係会社を明確に示す出資関係図、グループ一覧及び各全業務内容を記載した書面	年　月　日
□当該事業年度の事業計画書及び収支予算書	年　月　日
□個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他管理支援業務の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領	年　月　日
□個人に関する情報の適正な取扱いその他管理支援業務の適正かつ確実な実施のため、管理支援業務に従事する職員に対して実施する研修の計画	年　月　日
□その他市長が必要と認める書類	年　月　日

注　内容に変更があった書類の該当する□にレ印を記載し、当該書類を添付してください。

様式第５号（第５関係）

マンション管理適正化支援法人業務休廃止届出書

年　　月　　日

（宛先）長野市長

法　人　の　住　所
法　人　の　名　称
代　表　者　の　氏　名
連絡先（電話）

法第５条の３の規定により登録を受けた支援法人としての管理支援業務を休止（廃止）したので、法第５条の７第１項及び要綱第５第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　支援法人の登録番号	
２　休止・廃止の別 （いずれかに〇をしてください。）	休止　　・　　廃止
３　休止・廃止しようとする管理支援業務の範囲	
４　休止・廃止しようとする年月日	年　　月　　日
５　休止予定期間 （休止の場合のみ記載してください。）	年　　月　　日まで
６　休止・廃止の理由	